

住民（患者）が求める保健医療提供体制

- ・24時間安心しでかかれる医療機関の把握
- ・医療機関の機能が分がりやすく把握できること

医療機関に今後求められる役割

- ・連携による切れ目のない保健・医療・福祉の提供
- ・患者に提供できる医療機能の明確な説明

国が目指すべき小児救急を含む小児医療提供体制

- ・小児救急医療体制をすべての日常医療圏に整備
- ・すべての地域をカバーした切れ目のない小児救急医療の構築
- ・小児医療施設の役割分担と連携を推進し、小児科医師の適正な配置を図ること

E県における「小児救急を含む小児医療」に関する保健医療提供体制の推進方策

1. 医療法に基づく制度的な支援（第5次医療法改正）

- ①小児救急を含む小児医療の拠点となる医療機関を日常医療圏ごとに指定できる方策の検討
- ②医療計画による小児救急医療ネットワーク（初期救急医療を含む。）の明示
- ③都道府県が認定する医療法人（民間）を中心とした保健医療福祉の提供グループの構築

2. 交付金・補助金等による財政的な支援（平成18年度実施）

- ☆国が示す指標に基づいた質の高い保健医療提供体制の構築
- ☆指標に基づいた透明性の高い基準による各種支援（補助金・政策融資など）
- ☆政策評価による翌年度につながる行政施策の見直し

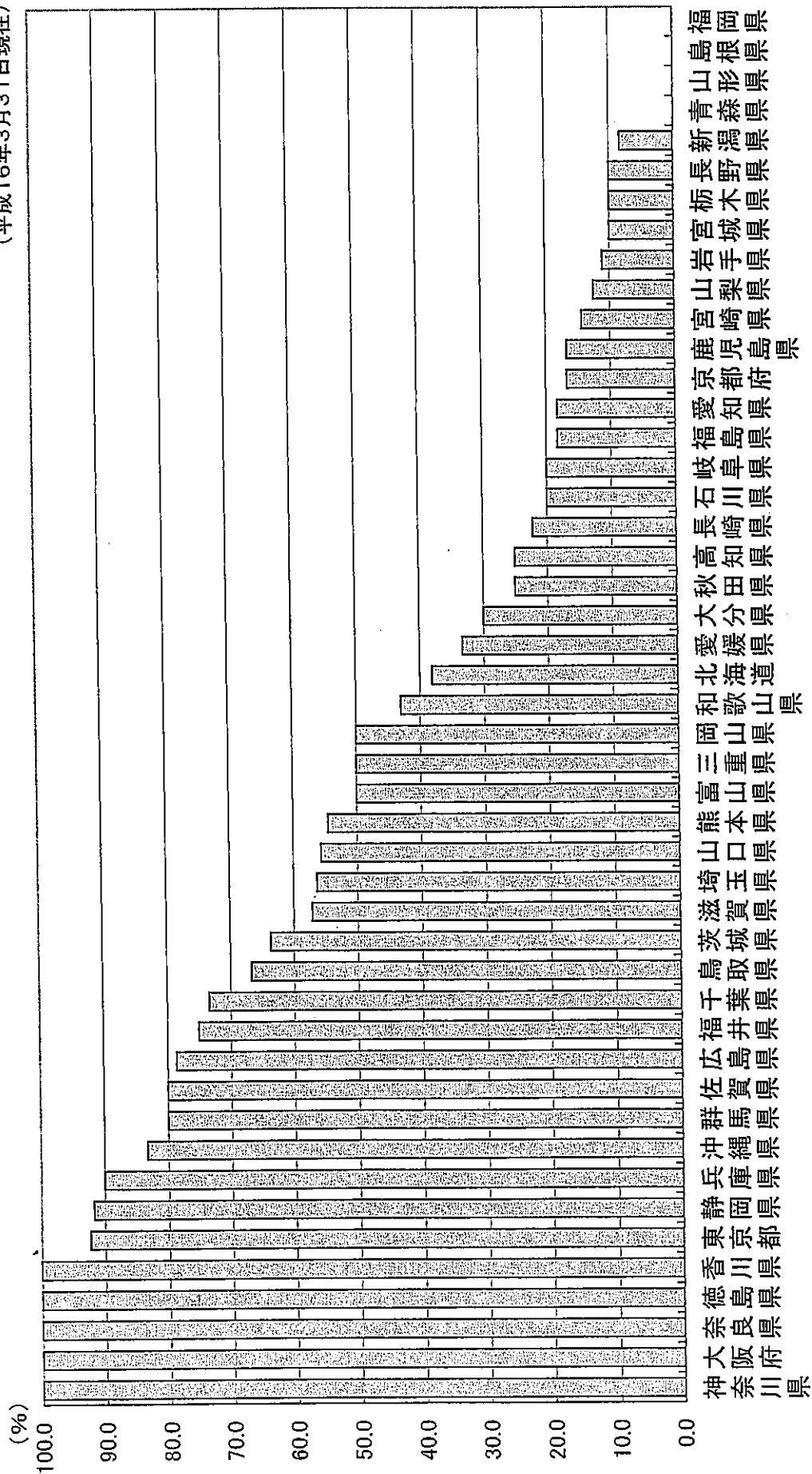
E県の保健医療提供体制に係る数値目標「小児救急を含む小児医療」（例）

①すべての日常医療圏内に二次小児救急医療の拠点構築

②24時間いつでも初期救急医療を受診できる体制構築

各都道府県の小児救急医療圏における二次小児救急医療体制の整備状況

(平成16年3月31日現在)



「周産期医療」に係る保健医療提供体制を実現するための国と都道府県の役割 <イメージ>

【 都道府県が医療計画において定めるべき方針・数値目標 (例) 】

- 周産期医療機関の適正配置に関する中長期計画を策定すること
- すべての日常医療圏で周産期医療ネットワークを整備すること
- 周産期医療の拠点となる医療機関における産科医を〇〇名確保

☆全国共通の指標をもって把握した都道府県の「周産期医療」に関する保健医療提供体制の実態をベースに当該都道府県において設定した今後推進すべき数値目標

☆保健医療提供体制の状況に応じた全国共通の指標を国が提示。

【 国 の 役 割 】

“予防”

- ・妊娠中の健康管理の推進 (妊娠 11 週の届け出率)
- ・低出生体重児の出生率の低下度合い
- ・安全なお産に関する啓発普及 (実績数)

“妊娠・出産”

- ・高度な周産期医療の確保と安全性の確保 (妊産婦死亡率・新生児死亡率)
- ・ハイリスク妊娠・分娩に対応できる総合周産期母子医療センターの整備

“育児支援・母子保健”

- ・NICU 退院後の療育体制整備 (実施箇所数)
- ・産科オーブンシステムの推進
- ・成育医療ネットワークの推進

“周産期医療提供体制”

- ・医師の専門性と質の確保 (緊急対応が可能な産婦人科医師数)
- ・(平時の医療を担う産婦人科医師数)

「医療提供体制の改革のビジョン」に基づく「周産期医療」に係る国のビジョンの明示

〔 「周産期医療」に係る保健医療提供体制のビジョン 〕

- すべての都道府県に周産期医療ネットワークを整備 (各県最低 1 カ所は総合周産期母子医療センターを設置) する。
- 妊娠・出産の安心・安全を確保する身近な周産期医療施設の役割分担と連携を推進するとともに、産婦人科医師等の適正な配置を行う。
- 成育医療を推進する。○周産期医療に関する研究を推進する。

住民（患者）が求める医療提供体制

- ・正常妊娠・出産を支援する地域の分娩機関があること
- ・緊急時に確実に受診できる高度の周産期医療機関があること

医療機関に今後求められる役割

- ・安全で快適な出産の提供
- ・ハイリスク妊娠に対する緊急時の高度な医療の提供
- ・新生児に対する緊急時の高度な医療の提供

国が目指すべき保健医療提供体制

- ・すべての都道府県に周産期医療ネットワークを整備（各県最低1か所は総合周産期母子医療センターを設置）
- ・周産期医療施設の役割分担・連携を推進し、産婦人科医師を適正に配置

F県における「周産期医療」に関する保健医療提供体制の推進方策

1. 医療法に基づく制度的な支援（第5次医療法改正）

- ①周産期医療の拠点となる医療機関を日常医療圏ごとに指定できる方策の検討
- ②医療計画による周産期医療ネットワークの明示
- ③都道府県が認定する医療法人（民間）を中心とした保健医療福祉の提供グループの構築

2. 交付金・補助金等による財政的な支援（平成18年度実施）

- ☆国が示す指標に基づいた質の高い医療提供体制の構築
- ☆指標に基づいた透明性の高い基準による各種支援（補助金・政策融資など）
- ☆政策評価による翌年度につながる行政施策の見直し

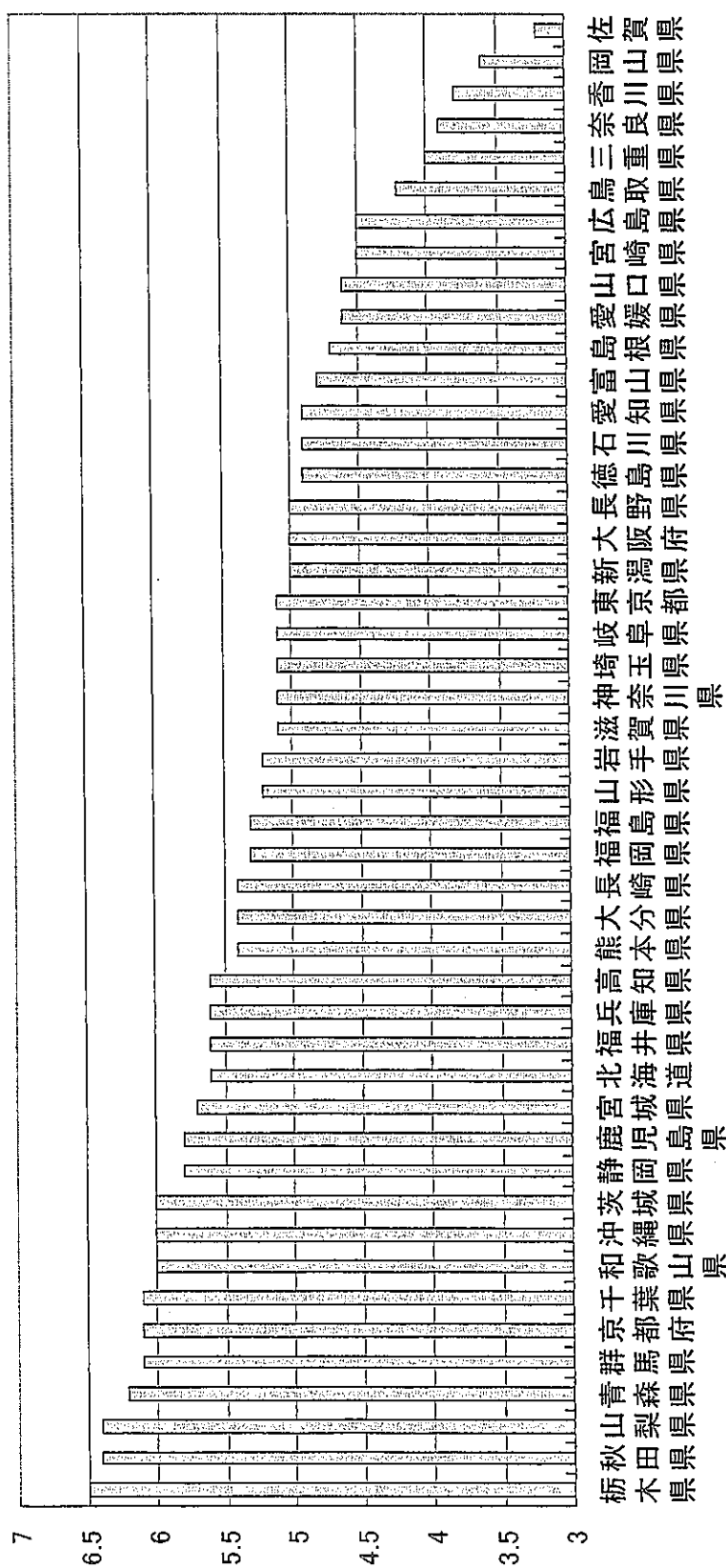
F県の保健医療提供体制に係る数値目標

「周産期医療」

（例）

- ①すべての日常医療圏で周産期医療ネットワークを整備すること
- ②総合周産期母子医療センターを各県1か所以上整備すること
- ③周産期医療の拠点となる医療機関における産科医を〇〇名確保すること

(3)



注: 周産期死亡率は、出産千対(出生数+妊娠22週以後の死産数)

参考：平成15年人口動態調査